

令和2年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

1 日 目

○報告4件

- ・専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度生坂村一般会計補正予算(第4号))
- ・令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・令和元年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
- ・令和元年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について

○決算の認定1件

- ・令和元年度生坂村歳入歳出決算の認定について

○事件案1件

- ・上生坂ほたるの里公園の指定管理の指定について

○補正予算案3件

- ・令和2年度 生坂村一般会計補正予算(第5号)
- ・令和2年度 生坂村福祉センター特別会計補正予算(第1号)
- ・令和2年度 生坂村簡易水道特別会計補正予算(第2号)

・総括質疑

・議案の委員会付託

・請願・陳情等

・委員会付託

・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・報告の朗読説明	8 P
・質疑討論、報告分の採決	8 P
・事件案、条例案、補正予算案の朗読説明	12 P
・総括質疑	13 P
・議案の委員会付託	14 P
・請願・陳情等の提出、委員会付託	14 P
・散会	15 P

令和2年第3回 生坂村議会定例会議事録

【1日目】

令和2年9月10日
午前10時開会

◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		開 会
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	報告第9号	専決処分の承認を求めることについて (令和2年度生坂村一般会計補正予算【第4号】)
4	報告第10号	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
5	報告第11号	令和元年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
6	報告第12号	令和元年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について
7	議案第51号	令和元年度生坂村歳入歳出決算の認定について
8	議案第52号	上生坂ほたるの里公園の指定管理の指定について
9	議案第53号	令和2年度生坂村一般会計補正予算【第5号】
10	議案第54号	令和2年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】
11	議案第55号	令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第2号】
12		総括質疑
13		議案の委員会付託
14		請願・陳情等について
15		請願・陳情等の委員会付託
		散 会

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田讓君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	宇引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教育長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会計管理者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君
代表監査委員	池本貞夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書記	眞島弘光君
--------	-------	----	-------

◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。これから村民憲章唱和を全員で行いますので、村章の方を向いてください。

「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。ここで、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。では、2番、太田議員の後にご唱和をお願いします。

○2番（太田譲君） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席してください。

◎開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） これより、令和2年第3回生坂村議会定例会を開会いたします。

本日の会議に先立ちまして申し上げます。9月定例会は、クールビズで行います。暑いようでしたら、背広等はお脱ぎください。なお、新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスク着用と、一時間ごとに休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願い致します。

○議長（平田勝章君） これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配付してあるとおりであります。

◎報 告（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配付してあるとおり 議員を派遣しましたのでご報告いたします。

次に、監査委員から令和2年6月分及び7月分に関する、現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧いただきたいと思います。

なお、本日は令和元年度生坂村歳入歳出決算について、監査報告のため池本代表監査委員に出席を求め、出席をいただいております。

◎日程1・会議録署名議員の指名（午前 10 時 03 分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により

7番 吉澤議員

8番 市川議員 を指名いたします。

◎日程 2・会期の決定（午前 10 時 04 分）

- 議長（平田勝章君） 日程 2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りします。
本定例会の会期は、本日から 9 月 17 日までの 8 日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日から 9 月 17 日までの 8 日間に決定いたしました。

◎提出議案の報告（午前 10 時 04 分）

- 議長（平田勝章君） ご報告いたします。本定例会に提出されております案件は、
報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 2 年度生坂村一般会計補正予算 【第 4 号】）

報告第 10 号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

報告第 11 号 令和元年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について

報告第 12 号 令和元年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告に
ついて

議案第 51 号 令和元年度 生坂村 歳入歳出決算の認定について

議案第 52 号 上生坂ほたるの里公園の指定管理の指定について

議案第 53 号 令和 2 年度生坂村一般会計補正予算 【第 5 号】

議案第 54 号 令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】

議案第 55 号 令和 2 年度生坂村簡易水道 特別会計補正予算【第 2 号】

の、報告 4 件、令和元年度決算認定 1 件、事件案 1 件、令和 2 年度補正予算 3 件の計 9 件であります。

◎提案理由の説明（午前 10 時 06 分）

- 議長（平田勝章君） ここで、理事者より提案理由の説明、並びに挨拶を求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さんおはようございます。令和 2 年第 3 回議会 9 月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

実りの秋を迎え、巨峰などぶどうは、7 月の長雨の影響で生育が心配されましたが梅雨明け後の晴天に恵まれ、例年通り、糖度が高くとても美味しい露地物の出荷が最盛期となり、それぞれに稲刈り、ぶどうの集出荷など農作業に大変忙しい時季となりました。

議員各位に於かれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に対しましてご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。

また9月定例会は前年度の決算審査について、ご意見を頂戴するために池本代表監査委員さんにもご出席をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

それでは、9月定例会は、決算議会と言われるように、令和元年度の歳入歳出決算の認定をお願いする訳ですが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、令和元年度決算における4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告させていただき公表することになっております。令和元年度は、村のすべての会計において、黒字決算となりましたので「実質赤字比率」や「連結実質赤字比率」の該当はありませんでした。

次に、標準財政規模に対する普通会計の元利償還金及び準元利償還金の割合の3年間の平均であります実質公債費比率は、0.3%改善し、6.9%でございました。また、起債償還金額、退職手当支給予定額などから、基金、交付税算定額などを引いた自治体が将来負担すべき実質的な負債の割合の「将来負担比率」は、今年度も「数値なし」となっております。よって、財政健全化判断比率の財政指標は、前年度に対して良好に推移している状況でございます。

次に財政状況を示す指標につきましては、財政の硬直度を示す経常収支比率は、前年度より2.1%下回り、76.2%でございました。また、公債費比率は5.1%、起債制限比率は3.5%となっており、それぞれに良好な状況となっております。よって、実質公債費比率につきましては、公債費対策を継続して進めておりますが、県営中山間総合整備事業などの過疎債の償還が始まり、単年度の公債費比率は上昇いたしました。しかし、3ヶ年平均の比率は減少しており、良好な傾向を示しております。今後も、各比率が改善されるように、臨時財政対策債において償還期間が10年を越えたものを対象に、減債基金を取り崩して繰上償還を実施することと、なるべく国、県の交付金事業の導入により、その補助裏に交付税措置の高い過疎債を中心とした起債の発行抑制を図るとともに、将来負担を下げる充当可能な基金の積立もしていきたいと考えております。

しかし、指標はあくまでもその年度の時点的なものでありますから、特に交付税に左右される村の財政の体質からも、継続的な財政健全化の取り組みは必要であると考えている次第でございます。

平成（令和）元年度の公共事業のうち主な補助事業では、前年度予算を繰り越して実施しました社会資本整備総合交付金によります村道1級1号線など道路改良事業が完了し、人口減少対策として若者定住促進住宅2棟を、過疎対策事業債を財源として建設いたしました。

産業振興事業では、県営中山間総合整備事業によります用排水施設整備、農道整備、圃場整備が計画的に実施されました。

緊急防災・減災事業債では、役場庁舎非常用電源の整備や消防小型ポンプ積載車を1台更新し、防災・減災対策の強化を図りました。

災害復旧事業では、昨年の台風19号の豪雨災害により当村でも被害を受けたことから、道路及び農林業施設の復旧工事を補助事業、単独事業でそれぞれ実施し、早期の復旧に努めました。

そして、過疎対策によりますソフト事業では、高齢者サービス事業や子育て支援、地域協働による地域活動事業への支援、小学校へ学級支援員・学校図書館司書の配置を継続しております。

また、積立金では財政調整基金、減債基金、ふるさといくさか応援基金等へ74,088千円の積立を行い、前年度比では18,463千円の減額となりました。

普通会計の歳出全体では、2,102,256千円で前年度比5.3%、117,486千円の減額となっております。

今後も限られた財源を施策の目標達成のため、有効かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に重点事業の推進及び諸事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

令和元年度の各種村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納状況につきまして、現年度分の収納率は0.26%、滞納繰越分の収納率は0.91%、全体では、0.8%の上昇となっております。これは、滞納者からの徴収金を、極力、現年度分への納入とし、新たな滞納を作らないよう努めた結果であり、現在も月々決まった金額を分割納付していただくよう、引き続きお願いしているところでございます。また、後期高齢者保険料につきましては、平成27年度より引き続き、収納率100%となっております。今後も納税義務者の公平性を保つため、税務担当課で滞納整理を進め、徴収困難な案件につきましては、県税徴収対策室や長野県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、折衝機会を増やすことによって滞納者、滞納額の減少に努めていきたいと考えております。そして、当村の貴重な自主財源であります村税や公共料金等は、負担の公平性からも滞納を極力無くすように、各部署とも連携をして滞納整理に力を入れ、差押えや不納欠損等を適切に執行するように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

今年度の普通交付税と臨時財政対策債の発行額が決定となりました。今年度の普通交付税は、前年度交付額より7.3%増、71,898千円増額の1,059,195千円となりました。また、臨時財政対策債については、前年度比0.3%増、85千円増額の33,966千円となりました。

そして、今定例会に上程させていただきました主な事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次分の実施計画として申請しているものであり、現状では「新しい生活様式」等への対応分の事業として、国・県からはお認めいただいておりますので、臨時交付金が交付されましたら財源更生をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

村民の皆さんの安全で安心な住み良い生活を守るために、様々な分野で課題は尽きない訳でございますが、村民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、引き続きしっかりと行財政運営を進めなければと考えております。どうか、議員各位に於かれましては、生坂村のために、格別なるご指導、ご鞭撻を賜ります様お願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に上程をさせていただきました議案は、報告4件、決算認定1件、事件案1件、予算案3件の計9件であります。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度生坂村一般会計補正予算【第4号】）この専決処分は、令和2年度生坂村一般会計補正予算第4号で、既定の額に8,800千円を追加して、総額を2,262,226千円とする補正予算であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、村民の生活支援として行なう事業「いくさかマル得商品券スーパープレミアム」の拡充に伴う予算を計上しております。

報告第10号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

この報告は、令和元年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、関係法令の規定により報告するものであります。

報告第11号及び12号は、関係法令の規定により公益財団法人生坂村農業公社及び社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営状況を説明する書類を作成し報告するものであります。

議案第51号 令和元年度生坂村歳入歳出決算の認定について

この議案は、令和元年度各会計の歳入歳出決算を関係法令の規定により、議会の認定に付すものであります。

議案第52号 上生坂ほたるの里公園の指定管理の指定について

この議案は、上生坂ほたるの里公園の指定管理者を指定したいので、関係法令の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第53号 令和2年度生坂村一般会計補正予算【第5号】

この予算案は、既定の額に117,440千円を追加して、総額を2,379,666千円とし、地方債の借入限度額を増額する補正予算であります。

議案第 54 号 令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】

この予算案は、既定の額から 12,037 千円を減額し、総額を 100,263 千円とする補正予算であります。

議案第 55 号 令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】

この予算案は既定の額に 12,598 千円を増額し、総額を 88,688 千円とし、地方債の借入限度額を増額する補正予算であります。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程 3・報告第 9 号（午前 10 時 20 分）

○議長（平田勝章君） 日程 3、報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて「令和 2 年度生坂村一般会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論（午前 10 時 25 分）

○議長（平田勝章君） 報告第 9 号の朗読説明が終わりましたので、質疑・討論に入ります。質疑・討論のある方の発言を許します。初めに、質疑はありませんか。

[[なし] の声あり]

○議長（平田勝章君） 次に、討論はありませんか。

[[なし] の声あり]

○議長（平田勝章君） なければ、質疑・討論を終結いたします。

◎採 決（午前 10 時 25 分）

○議長（平田勝章君） これより、採決に入ります。

報告第9号、専決処分の承認を求めることについて「令和2年度生坂村一般会計補正予算（第4号）」を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手 全員です。

よって、報告第9号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程4・報告第10号～日程6・報告第12号（午前10時26分）

○議長（平田勝章君） お諮りします。

日程4、報告第10号「令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」

日程5、報告第11号「令和元年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について」

日程6、報告第12号「令和元年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について」

の3件を、一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「ご異議なし」と認め、報告第10号から報告第12号の3件を一括して議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

〔副村長 牛越宏通君 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。この報告第10号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、及び第22条第1項の規定に基づく報告であります。また、報告第11号と報告第12号は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告のため、いずれも採決は不要です。

◎日程7・議案第51号（午前10時32分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程7、議案第51号「令和元年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○会計管理者（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 会計管理者。

[会計管理者 藤澤正司君 朗読説明 (一般会計)]

○議長 (平田勝章君) ここで1時間過ぎましたので15分の休憩をとりたいと思います。再開は11時15分とします。

○議長 (平田勝章君) はい、それでは再開いたします。続きをお願いします。

○会計管理者 (藤澤正司君) それでは引き続きお願いを致します。

[会計管理者 藤澤正司君 朗読説明 (特別会計他)]

○議長 (平田勝章君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎監査報告 (午後0時00分)

○議長 (平田勝章君) ここで、監査委員より監査報告を求めます。

○代表監査委員 (池本貞夫君) 議長。

○議長 (平田勝章君) 池本代表監査委員。

○代表監査委員 (池本貞夫君) 監査報告を申し上げますので、ただ今の生坂村歳入歳出決算書の表紙から2枚めくっていただいたところをご覧ください。

令和元年度生坂村歳入歳出決算審査意見書について申し上げます。地方自治法233条2項の規定により、審査に付された令和元年度生坂村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

1、審査結果

- (1) 令和元年度 生坂村一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (2) 令和元年度 生坂村営バス特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (3) 令和元年度 生坂村福祉センター特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (4) 令和元年度 生坂村簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (5) 令和元年度 生坂村国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (6) 令和元年度 生坂村農業集落排水特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (7) 令和元年度 生坂村介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類
- (8) 令和元年度 生坂村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

2、審査期間 令和2年7月28日から30日までと、8月17日の4日間であります。

3、審査の意見を申し上げます。

各会計の予算及び支出済額について、歳入歳出簿・日計簿・領収書・証拠書類、及び出納証拠書類を余すところなく照合のうえ、更にその内容についても検討を加えて審査した結果、それぞれの決算は係数的に正確であり、内容も正当なものと認定しました。

また、各種基金積立金の運用状況についても審査した結果、関係帳簿と一致しており、適性であると認められました。令和2年8月17日、生坂村監査委員、吉澤議員と私池本貞夫でございます。なお、口頭でございますが、村税をはじめ、各種使用料の滞納について、若干意見を述べ

させていただきます。先程来の村長さんの挨拶、説明、会計管理者のお話と重複する点があろうかと存じますが、ご容赦をお願いしたいと思います。

最初に一般会計であります。総務課関係では、令和元年度分住宅料の収入未済額は、現年度分112,000円、2名。過年度分101,400円、1名。合計213,400円でありました。

次に、住民課関係であります。令和元年度村税の収入未済額は、現年度分と過年度分を合わせた額になりますが、個人村民税1,243,428円、12名。法人住民税117,700円、1名。固定資産税1,868,326円、24名。軽自動車税59,600円、3名。合計といたしまして、3,289,054円でありました。また、不納欠損の額につきましては、個人村民税53,100円、2名。法人村民税317,900円、1名。固定資産税1,869,226円、5名。軽自動車税15,200円、1名。合計といたしまして、2,255,426円で、そのうち、固定資産税の現年度分が317,900円、1名でありました。

滞納者全体の人数が18名減少し、特に大口の100万円以上が無くなったことについて徴収努力が認められます。これは、固定資産税の不納欠損が影響しているものと思われませんが、生坂村の貴重な自主財源であります村税の滞納は、負担の公平性からも極力なくすよう、今後も適切に執行していただきたいと思っております。併せて、不納欠損については事務の簡素化を考慮するとともに、交付税の算定にも影響が考えられるため、研究・検討したうえで条例改正等の適切な対応をお願いしたいと思います。また、困難案件につきましては、引続き滞納整理機構等の専門的な機関にご協力をいただき、対処をお願いしたいと思います。

続きまして、特別会計について申し上げます。最初に、簡易水道であります。令和元年度水道料の未収額は、現年度分53,050円、24名。過年度分765,650円、43名。合計1,295,700円でありました。また、有収率については、昨年が59.79%、令和元年度は60.1%と若干の改善が見られましたが、漏水対策につきましては、これまでの改修工事の経過をみながら、効率が良い方策を検討していただき、ライフラインとして村民が安心して水道を利用できるよう、基金を使う事も検討され、事業を進めていただきたいと思っております。

次に、国民健康保険であります。令和元年度、国保税の未収額は現年度分578,867円、15名。過年度分5,357,456円、12名。合計5,936,323円でありました。また、不納欠損は、過年度分80,480円、3名でございます。

次に、農業集落排水であります。現年度分と過年度分を合わせた未収額は、下水道使用料971,100円、32名。合併浄化槽使用料392,300円、6名で、下水と合併浄化槽の合計は1,363,400円であります。

次に、介護保険であります。介護保険料の未収額は、令和元年度、現年度分165,310円、4名。過年度分414,256円、4名。合計579,566円でありました。

最後になりますが、全体的に予算執行上の大きな不用額が減り改善されていきました。収入については、自主財源である村税が減少傾向にあり、国や県からの交付税・交付金に依存した状況は否めないところであります。令和元年度における村税・保険料・使用料等の収納率については、だいぶ改善が図られていますが、今後も各課連携し、滞納整理の強化をはじめ財源の確保につきましましては引き続き努力をしていただきたいと思います。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの感染症により、村においても事業を進める上で様々な影響を受けております。この状況を踏まえ、村営バスの運行方法や福祉センターに関しては経営方針の見直し、方向転換について検討するとともに、村においても経済を優先するのか、住民の安全を優先するのか、見極めが重要と考えます。

今後も健全な財政運営に配慮しつつ、財源の有効的な活用を心がけ確実な事業執行ができることをお願い、報告といたします。以上です。

○議長（平田勝章君） 以上で、監査報告を終わります。ここで昼食のため休憩にしたいと思います。

います。再開は、午後1時15分とします。

◎日程8・議案第52号（午後1時15分）

○議長（平田勝章君） 再開いたします。

次に、日程8、議案第52号「上生坂ほたるの里公園の指定管理の指定について」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程9・議案第53号（午後1時16分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程9、議案第53号「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第5号】」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

[副村長 牛越宏通君 朗読説明]

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かづ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かづ子君 朗読説明]

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○教育次長(山本雅一君) 議長。

○議長(平田勝章君) 教育次長。

[教育次長 山本雅一君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 10・議案第 54 号(午後 1 時 56 分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程 10、議案第 54 号「令和 2 年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第 1 号】」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○住民課長(松沢昌志君) 議長。

○議長(平田勝章君) 住民課長。

[住民課長 松沢昌志君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で、議案の朗読説明を終わります。

◎日程 11・議案第 55 号(午後 2 時 01 分)

○議長(平田勝章君) 次に、日程 11、議案第 55 号「令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】」を議題とします。担当者の朗読説明を求めます。

○振興課長(中山茂也君) 議長。

○議長(平田勝章君) 振興課長。

[振興課長 中山茂也君 朗読説明]

○議長(平田勝章君) 以上で、本日理事者より提出された議案の朗読説明を終わります。

◎日程 12・総括質疑(午後 2 時 08 分)

○議長(平田勝章君) 日程 12、これより、総括質疑に入ります。
日程 7、議案第 51 号 令和元年度決算の認定。

日程 8、議案第 52 号の事件案 1 件。

日程 9、議案第 53 号から、日程 11、議案第 55 号までの令和 2 年度補正予算 3 件、計 5 件について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「質疑なし」と認め、以上で総括質疑を終結いたします。

◎日程 13・議案の委員会付託（午後 2 時 09 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 13、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。ただ今議題となっております、日程 7、議案第 51 号から、日程 11、議案第 55 号までの、令和元年度決算の認定、事件案 1 件、令和 2 年度補正予算 3 件の計 5 件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「異議なし」と認めます。よって、日程 7、議案第 51 号から、日程 11、議案第 55 号までの、令和元年度決算の認定、事件案 1 件、令和 2 年度補正予算 3 件の計 5 件について、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

◎日程 14・請願・陳情等の提出（午後 2 時 10 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 14、
請願 2 第 3 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」
請願 2 第 4 号 「「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書」
陳情 2 第 3 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財減の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出を求める陳情書」を議題とします。

◎日程 15・請願・陳情等の委員会付託（午後 2 時 10 分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。ただ今、議題となっております、日程 14 の請願 2 件と、陳情 1 件の内容はお手元に配付してあるとおりです。朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「異議なし」と認めます。よって、日程 14 の請願 2 第 3 号及び第 4 号、陳情 2 第 3 号の 3 件を、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

令和2年第3回 生坂村議会定例会議事録（9月定例会）

8日目

- ・再開
- ・会議録署名議員の指名
- ・一般質問 3人
- ・委員長報告
- ・質疑、討論、採決
- ・議事日程の追加
- 議員提出議案3件
- 質疑、討論、採決
- 議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会

・一般質問	4 P
吉澤弘迪議員	4 P
市川寿明議員	12 P
太田 讓議員	19 P
・委員長報告	25 P
・質疑、討論、採決	29 P
・追加議案	30 P
・発議	31 P
・質疑、討論、採決	32 P
・議員派遣の件	33 P
・継続審査の申出	33 P
・村長あいさつ	33 P
・閉会	34 P

令和2年第3回 生坂村議会定例会

令和2年9月17日
午前10時 再開

【8日目】◎議事日程

日程	議案番号	事 件 名
		再 開
1		会議録署名議員の指名
2		一般質問
3		委員長報告
		質疑・討論・採決
4		閉会中の継続審査及び調査の申出
		閉 会

【8-追1】

日程	議案番号	事 件 名
1	発議第4号	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について
2	発議第5号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について
3	発議第6号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
		質疑・討論・採決
4		議員派遣の件

出席議員（8名）

1番	望月典子君	2番	太田讓君
3番	一ノ瀬貞男君	4番	宇引文威君
5番	瀧澤龍一君	6番	平田勝章君
7番	吉澤弘迪君	8番	市川寿明君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村長	藤澤泰彦君	振興課長	中山茂也君
副村長	牛越宏通君	健康福祉課長	山本かづ子君
教育長	樋口雄一君	住民課長	松沢昌志君
会計管理者	藤澤正司君	教育次長	山本雅一君

事務局職員出席者

議会事務局長	平野公恵君	書記	眞島弘光君
--------	-------	----	-------

◎再開（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。着席してください。

○議長（平田勝章君） これより、令和2年第2回生坂村議会定例会を再開いたします。

○議長（平田勝章君） 本日の会議に先立ちまして申し上げます。新型コロナウイルス等感染症予防のため、マスク着用をお願いいたします。また、一時間ごとに休憩をとり、窓を開けて換気を行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。なお、報道関係者より取材の申し出がありましたのでこれを許可しました。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎日程1・会議録署名議員の指名（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、

1番 望月議員、

2番 太田議員 を指名します。

◎日程2・一般質問（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程2、一般質問を行います。受け付け順にこれを許可します。最初に、7番 吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 7番、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 一般質問を始めます。7番、吉澤弘迪です。

私は村政の緊急課題として、1. コロナウイルス感染拡大後のやまなみ荘の経営について、2. 村営水道の有収率についての2点について住民課長、村長、振興課長、副村長にお伺い致します。

最初に住民課長にお尋ねいたします。やまなみ荘の経営状況については、今定例会で令和元年度決算報告で収入が予算に比較して276万減少しており、大きな落ち込みは見られておりません。

しかし、コロナウイルス感染が拡大した令和2年4月以降については今回の補正で使用料が予算に対して16,077,000円減少して繰入金が増加して5,382,000円に増加しています。現在もコロナウイルスの感染は拡大して、その影響はやまなみ荘には大きいと思いますので、今後補正後の令和2年9月から令和3年3月までの経営状況をどのように予測しているのか、また、令和2年度決算ではどのようなになるのかお尋ねをいたします。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） それでは7番、吉澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。まず、新型コロナウイルス感染症対策でのやまなみ荘の運営経過について説明いたしますが、今年2月頃から新型コロナウイルス感染拡大に伴い、宴会、宿泊のキャンセルが続きました。4月7日に7都府県に緊急事態宣言が発令され、県を越えての移動が自粛となりました。やまなみ荘では、4月16日より、テイクアウトメニューや仕出し弁当をご用意いたしました。同日に緊急事態宣言が全国に拡大したことから、4月18日より食堂・お風呂・宿泊の営業を休止しまして、テイクアウトのみの対応をさせていただきました。

この休業は、緊急事態宣言の期間延長を受け、5月末まで食堂、宿泊の営業を休止させていただきましたが、5月19日よりお風呂の営業を、6月1日より食堂の営業を再開させていただきました。7月からは県内からの宿泊再開、8月からは県外からの宿泊再開と段階的に再開をいたしました。今年度の4月から8月までの利用者の状況でありますけれども、宿泊利用者数は前年同月比で5.4%。宴会利用者数は前年比9.6%。入浴者数は、前年比56.1%という状況であります。収入額合計でみますと、4月から7月末までの前年比でありますけれども34.3%となります。宿泊・宴会については、休業していたこともあり、宿泊につきましては前年比5.6%、宴会は前年比15.4%と減っておりますが、食堂営業では、前年比92.8%でありました。宴会がない仕出し弁当やオードブルなどをご利用いただいておりますので、単純に比較できない部分もございますけれども、現在食堂営業が収入の半分を占めているという状況でございます。

さて、最初のご質問の「補正後の令和2年9月から令和3年3月までの経営状況をどのように予測しているのか」についてでございますけれども、新型コロナウイルス感染症につきましては、連日報道され長野県でも毎日というほど感染者が発表されるようになってきましたので、今後も非常に厳しい状況は続くと考えております。宿泊に関しましては、やまなみ荘は関東方面のお客様が多くご利用いただいておりますので、関東方面の新型コロナウイルス感染症が落ち着かないうちは、利用者が戻ってくることは難しいと思っておりますし、新たなお客様を探すことも難しい状況だと考えております。宴会については、村内を中心に会合等にご利用いただきまして、8月では、前年比で約50%となっております。宿泊宴会とも、ご利用いただける人数を半分程度に絞ってお迎えしておりますので、収入額では、よくても前年の50%程度かと思っております。食堂につきましては、いくさかマル得商品券や生活応援商品券などもご活用いただきまして、前年並みにご利用をいただいております。食堂につきましても村内からのご利用が主となると考えておりますので、何回もお使いいただけるよう、メニューやフェアを工夫していきたいと思っております。

そして、今定例会で提出しております補正予算では、新たな事業としてやまなみ荘で灰焼きおやきを製造販売する経費を計上しております。灰焼きおやきの売上が1日100個。半年で420万円を目標に取り組み、この事業により少しでも売上げが伸びるよう営業をしております。灰焼きおやきにつきましては、現在職員が商品化に向けて試作を繰り返しているところでございます。

次に、「令和2年度決算はどうなるのか」というご質問でございますけれども、本年度の決算については、予想ではありますけれども、売上げは前年比で47%程の4,700万円、歳出では経費の削減を図り前年比で82%の9,100万円で、4,400万円程の繰入が必要ではないかと思っております。計算根拠を説明いたしますけれども、4月から8月までの売上は、前年比で37%ほどでありましたが、8月より県外からの宿泊を受け入れ、また、宴会を再開しております。再開後は前年同月比で10~20%程度の利用でありますけれども、今後年末までには、前年比50%程度にま

で回復するよう営業をして参ります。食堂営業につきましては、テイクアウト・仕出し弁当に力を入れ、前年並みの売上を目指す予定であります。歳出については、2割の経費削減を目標に、主に人件費、材料費等のチェックを行いながら、削減に努めてまいります。以上で答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 7番、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 住民課長に再質問いたします。

令和2年度のやまなみ荘の決算では今後の予測を含めて売上高は前年比で47%の4,700万円、経費の削減を図って歳出は9,100万で、4,400万の繰入が必要だとの報告がありました。大変厳しい内容ですが、コロナウイルスの影響が今後継続すると仮定して、現場責任者としてどのような営業を展開するのか、重ねてお聞きをしたいと思えます。私はコロナウイルス感染拡大で観光面でも大きな変化が生じており、収益の中心になる集客のターゲットは首都圏からマイクロツーリズムで地元地域に視点を置いた集客のあり方を求めるように変化していると思えます。近隣市町村、特に池田町は福祉センターがありませんので役場、商工会、社協を中心にして生坂村の福祉センターと同様な取り扱いをし、きめ細かい集客を重点的に行う事が必要だと考えます。また経済でも多くの宿泊施設が不況に立たされている中で、確実に集客をあげている施設があります。その集客方法は食事、施設で食べる、差別化をしたり、顧客リストを基にリピーターを中心にしたきめ細かい集客を行っております。やまなみ荘の集客にも参考になると思えますし、同様であると考えますが新しい集客方法を住民課長はどのように考えているがお伺いします。

○住民課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

○住民課長（松沢昌志君） それでは、吉澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

やまなみ荘の責任者としてどのような経営を今後考えていくか、という内容でございますが、議員がご指摘いただいたとおり近隣市町村のお客様を大事にするという事は基本となっているところであると思えます。現在やまなみ荘の特色を出すべく料理、またリピーターの方への定期連絡等は行なっておりますけれども、中々新しい生活様式を取り入れる形の中でご利用を頂いていない状況でもございます。今後につきましては、今までのお客様を大事にするという姿勢は勿論でありますけれども、新しい生活様式に沿いましてテレワーク、またその先の、すみません、ちょっと…（資料をとりに席を離れる）。失礼しました。その先のワーケーション等を見越した長期滞在型のご利用も含めまして視野に入れて検討していかなければいけないというふうに考えているところであります。すみません、手間取りまして申し訳ありませんでした。ご質問の回答とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 7番、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 続いて村長にお伺い致します。

コロナウイルス感染拡大後のやまなみ荘の収入は大幅減少となっている事は住民課地用の報告のとおりであります。県内の宿泊業については8月で前年比60%となっていますので、やまなみ荘が例外なわけではありません。やまなみ荘も首都圏や県外客をターゲットとして集客を行ってきましたが、今後コロナウイルスが終息をいつ迎えるかわからないという状況下で、今までどおりの経営を行っていたのでは財源の乏しい村として経営を維持することは非常に難しいと考えます。私はやまなみ荘は村の唯一の福祉事業の大きな目玉であると考えています。他村では第3セクターに依存して経営を続けている中、職員・行政の努力で唯一村営施設として維持できております。今後、集客をマイクロツーリズムとして県内や隣接市町村に集客を求め、本当の村の福祉センターとして村民を中心の利用で維持できたらと考えます。そのためには施設、設備を今までどおりに維持することは困難でありますので縮小、集約も止むを得ません。

村長に、来年度予算策定の時期を迎えておりますが今後のやまなみ荘の経営についてどのようにするのかお伺いをいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

「今後のやまなみ荘の経営について」のご質問でございますが、吉澤議員ご指摘の通り、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、村営やまなみ荘の売上は、住民課長が答弁した通り大変厳しい状況でございます。また、観光庁が7月末に発表しました宿泊旅行統計によりまして、今年6月の延べ宿泊者数は、前年同月比で68.9%減でしたが、7月は56.4%減となりました。日本人に限りまして、6月の61.2%減から7月は45.7%減で、国内宿泊需要の緩やかな回復が見てとれるという事でございますが、例年の売上に戻るまでは1～2年かかると予測されている方もお出でになります。7月からは国内旅行の需要を喚起させることを目的にしました「Go To トラベルキャンペーン」が始まりましたが、レジャーホテル、ラグジュアリーホテル、温泉旅館を利用する傾向が見受けられる中、ビジネスホテルの宿泊需要が低下するなど、予約が埋まる施設と埋まらない施設で差が生じている状況でございます。やまなみ荘は今のところこのキャンペーンでの予約は2件入っておりますので、今後もGo To イートにも登録して、キャンペーンの活用等を図っていきたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、政府から新しい生活様式が発表され、宿泊業界でも安全な滞在提案を喚起するガイドラインが設定されました。やまなみ荘でもガイドラインに基づき、安全対策に努めており、体調管理、消毒の徹底はもとより、間隔を開ける、接触を少なくするといった対策をとっております。感染防止策をとれば、稼動を抑えることにもつながりますが、今はガイドラインを遵守することで、3密を避けた安全で安心な旅行ニーズに応えられるよう、お客様に対して安心感を提供することが優先だと考えております。

今後は、まず安心してお使いいただけるようPRに努め、村内や近隣市町村のお客様を中心にお使いいただくようプランの企画等を工夫しなければと考えております。まずは、やまなみ荘の現状での対応状況とウィズコロナの中で取り組める方策などを答弁をさせていただきました。

そこで、来年度からのやまなみ荘の経営についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期間になる場合と、ワクチンや治療薬が開発をされて、収束が見えてくる場合によつての大きく2つのパターンを考慮して、来年度のやまなみ荘の経営方法を検討しなければと考えております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期的になると判断した場合は、吉澤議員ご指摘の通り、現在の営業内容の縮小や他事業との集約も1つの方法として考えられます。

しかし来年度に向けて、施設や整備の縮小・集約は、ある程度対応できると考えますが、やはり人件費の抑制のための人事異動は致し方ないと考えております。

先程住民課長が答弁したように、来年度も3,000万～4,000万円も一般会計から繰り入れすることは、村民の皆さんの福利厚生施設として役割を担っているとはいえ、議員各位と村民の皆さんのご理解をいただけたとは考えられませんので、徹底的な経費の削減を実施しなければと考えております。そして、新型コロナウイルス感染症の影響が来年度に収束する見込みと判断をした場合は、昨年度までの運営状況に回復することは年月が掛かると考えられます。よって、今後のやまなみ荘の営業内容は、村内や近隣市町村のお客様をターゲットにするとともに、宴会や宿泊、入浴、食堂については村内では数少ない事業所になりますので、村民の皆さんの福利厚生施設の意味合いも含め、人件費及び物件費を可能な限り削減し、現在の運営状況を継続してまいりたいと考えております。

しかし、現状では新型コロナウイルス感染症の収束については、予断を許さない状況でありますので、先程述べました大きく2つの運営方法などを、やまなみ荘運営委員会ややまなみ荘定例会で検討協議を重ねるとともに、新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、来年度の予算編成までに判断しなければと考えております。以上答弁といたします。

○7番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） 7番、吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 村長へ再質問いたします。

今後のコロナウイルス感染の影響については村長の述べられた通り長期間にわたるか短期間で収束するのか、その判断は非常に難しく、それによってやまなみ荘の経営も左右されて来ます。

しかし、令和3年度の予算編成期までコロナウイルスの影響について確実に見届けることは困難であります。しかし、予算編成には一つの方針を決定しなければならないと思います。そこで私は一つの提案をしたいと思います。施設整備の縮小・集約、人員整理を一旦行うと状況が回復した後に以前の施設の経営・運営に戻すことは非常に困難だと考えます。経費の削減と収益の増策を図ったうえで現状の経営を一定期間、2年位のスパンで行い、村民の理解を得て一定の損失5,000万ぐらいを許容範囲として営業を続行したらと考えております。ただ、現状の行政の事業は同じような事が各部門で重複して行なっていますので、利益の上がるような事業をやまなみ荘に集中して、利益アップを図ることが必要だと考えます。例えば、社協の配食、各種のイベント会場の利用、送迎事業のやまなみ荘への移管、委託などが必要であると考えます。

村長は如何お考えになるか、再度お伺いをいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番、吉澤議員の質問にお答えをいたします。

確かに平成3年度の予算編成までには、新型コロナウイルス感染症の長期になるのか短期になるか、その影響は計り知れない訳でございまして、予算編成までにやまなみ荘の運営状況をどうするかという事は判断をしなければなりません、議員ご指摘のとおり、確かに人員整理または縮小をすると経営状況が前の良い時に戻った場合には、中々戻す事は難しいという事はご指摘のとおりだと思います。しかし、2年間で約繰入5,000万を許容範囲とするという事も議会の皆さ

んと協議をした中で考えていきたいと思いますが、私としては少し大きな額ではないかと考えております。今年度も、住民課長 4,400 万円程の繰入が必要であるという予測をたてましたが、来年度の予算編成から繰入を予測するという、やまなみ荘特別会計の予算編成は出来ればしたくないのが私の考えでございますので、是非違う方法でやまなみ荘の特別会計の令和 3 年度の予算編成を考えていきたいと思っております。また議員各位からもご指導いただきながら健全な運営に向けて、しっかりとやまなみ荘の職員の皆さんとも協議をしながら進めていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○7 番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○7 番（吉澤弘迪君） 今回の村長のご答弁に、私は先ほど申し上げましたように、せっかく造った立派な福祉施設がですねえ、状況が変わって変えた場合に基へ戻すという事は非常に難しい、まあ過去の色々な経営の中でそういう例が沢山ございます。ただ、村民にとって一番大切な福祉施設の目玉であるという点は、これは誰に言っても認められる事であって、先ほど申し上げましたように、過去では 5,000 万以上 7,000 万ぐらいの、損益が悪くて実行した時期もございました。その後、行政職員のそれぞれのご努力で今のように、今のように損益で赤が無いような状況に回ってきておりますので、村民それから議員を含めてですねえ、やっぱりその福祉施設の重要性を認識をして、そしてある程度の損益の赤というものは許容しなきゃいけないと、そういう大きな心でこの問題については対応しなければいけないように考えますので、今後も一番いい方法がありましたら色々な中でご検討をお願いをしたいと思います。

次に、振興課長にお伺い致します。村営水道の有収率は、平成 30 年度が 59.79%、令和元年が 60.10%と一旦は改良されましたが、令和 2 年 6 月までは再び 55.33%に低下しています。令和元年の受水料金が 2,028 万であるので単純に計算すると 1 年で 809 万が失われていることとなります。令和元年の決算審査でも特に申し上げましたが、早急に有収率アップ対策をとるようお願いしましたが、対応はどうなっているのかお伺いを致します。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 7 番、吉澤議員の質問にお答えいたします。

吉澤議員ご指摘のとおり、ここ数年、村簡易水道の有収率は低迷しておりまして、平成 28 年度が 69.45%、平成 29 年度には 61.71%、お話しいただきました平成 30 年度は 59.79%、令和元年度では 60.10%とわずか改善の傾向がみられたものの、言われたように決算審査報告会の際に監査員さんより求められました直近の有収率につきましては 55.33%と大きく低下している状況でございます。原因としましては、突発的な漏水の発生や慢性的に発生している漏水量の増が考えられまして、そういった状況でございます。ご質問の有収率の向上に向けた対策としましては、職員による深夜の漏水調査や改良工事を行っているほか、新たな対策としまして、9 月の 1 日付けで庁内に簡易水道有収率対策プロジェクト会議を立ち上げております。

このプロジェクト会議は簡易水道の有収率の改善を目的としまして、簡易水道事業が一般事務と違い、水道施設の維持管理や漏水箇所の調査など特殊な技術を必要とするため、過去の担当者の経験と技術を結集し組織したものでございます。構成としましては過去に簡易水道事業を担当

しました経験者として、牛越副村長を会長に、松沢住民課長、会計室の日岐会計係長、振興課藤澤産業係長、健康福祉課中村主任と、事務局担当課で坂爪建設係長、小山主任、私の8名でございます。同日に藤澤村長にも出席をいただき、第1回の会議を開催いたしました。

会議の内容としまして、現在までの漏水調査により漏水が疑われる地域の状況や各ポンプ施設の稼働時間、配水池の流量データなどによりまして現況について確認をし、今後の対応策の進め方について協議しております。その後、翌日ですがこのプロジェクトによります漏水箇所の調査を日中行いました。そしてその翌日には夜間に漏水調査を行い、箇所が確定した2箇所については修繕工事を実施し完了しているところです。

今後も毎月このプロジェクト会議を開催しまして、月ごとの漏水の状況の確認や対策について協議し、早急な対応を進めるとともに、配水管や各家庭までの給水管の修繕箇所の検討についても選定しながら進めていく予定でございます。以上答弁といたします。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 振興課長に再質問いたします。

簡水の有収率については、以前は70%近くであるものでありましたが、近年60%に落ち込んで有収率は低くても仕方がないという掃溜めが先行しておりました。今回、有収率アッププロジェクトが結成され、問題について組織的に解決する方向が示されたことには大変歓迎を致しております。漏水が発生したら1日も早い改修が必要で、漏水発見に村民の協力も必要で漏水の疑いのある場所については村民から通報していただくよう、広報等をお願いすることも必要かと考えます。配管も古く漏水が多発する地区が依然、2～3か所かあると聞いておりますが、今後それらの地区の漏水対策はどうするのか、プロジェクトを結成して調査して新たに判明した事がありましたらお示しを願いたいと思います。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問にお答えをいたします。

今ご質問いただきました配水管の古い施設の状況につきましてでございます。先ほどお話ししましたとおり、有収率の向上に向けまして日夜漏水個所の調査、また修理が必要な箇所が発生した場合には修繕工事を行っているところでございます。先日の漏水調査、プロジェクトによります漏水調査よりまして発見しました地区につきましては、中村団地の付近で漏水が発生しておりまして、だいたい想定で2トンほど、1時間2トンほど漏水があるとの箇所がございまして、ここは9月の4日に修理を完了いたしました。また、もう1箇所につきましては宇留賀の大岩地区でございまして、こちらも早急に対応するという事でございまして、9月の7日に修理をしてございます。こちらにつきましては想定で言いますと時間で0.6トンほどの漏水があったというふうに考えております。それぞれこの想定の量につきましては、流量計によります予測という事で考えております。また、今回新たに発見しました箇所につきましては、下生坂の生坂トンネルの北側の堰堤工事をやってる箇所でございますが、あそこにつきましては最近漏水があるという事で判明しております。そこにつきましては、これで今週工事の方進めたいという事で、今調整をしているところでございます。また今回補正予算をお願いをしております箇所につきましては、上生

坂また草尾甲斐沢、牛沢甲斐沢、梶本あたりの付近につきましても、今回予算をお願いしております。以上答弁といたします。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） いずれにせよ、漏水に対しては早急な対応が必要かと思っておりますので今後積極的に漏水対策を行っていただきたいと思っております。

続いて副村長にお尋ねいたします。簡水の有収率アップについては今までに至る所で改良工事が行われ、職員も日夜漏水対策に努力しているわけですが、山間地という厳しい環境下で30年以上も経った古い配管である事から漏水が止まらずに長い間決定的な解決策が見いだせませんでした。今回、有収率アッププロジェクトを作り、対策に向けて動き出したという事で安心をしております。経費がかかっても根本的な対策をとらないと解決できません。工事の原資については基金を使用することも念頭に置いて必要ではないかと思っておりますが、如何お考えになるかお聞きを致します。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） 7番、吉澤議員の基金を利用についてお答えを致します。

吉澤議員ご指摘の通り、布設してから30年以上経過している箇所については、計画的に改修工事を実施しなければいけないと、私も有収率の向上に繋がらないと感じております。

この改修箇所については、先程振興課長の答弁の通り、簡易水道事業の有収率対策プロジェクト会議で過去の改修状況や、漏水状況を考慮し決めてまいります。

また、今後進める水道施設台帳の整備結果を基に、人口・給水需要の予測、長期更新計画を含む水道施設整備の基本方針、及び財政計画について定める基本計画を策定する様に進めております。この基本計画に基づき水道施設の整備個所の改修を行なう事業費は多額になると予想をしております。また、早急に行わなければいけない先程お答えした、30年以上経過し漏水箇所を整備していくにも多額な事業費を必要としますので、この財源として、国・県からの補助金、簡易水道事業債や過疎対策事業債、また、吉澤議員ご指摘のように状況に応じては基金からの繰り入れも必要と考えております。以上答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） さらに副村長に再質問いたします。

前述したとおり、令和元年には1年間に809万円が漏水で失われております。これは財政の厳しい当村にとっては大変重大な問題で緊急に解決しなければならない問題です。プロジェクトを結成してこの問題に真剣に取り組む方針が示されましたが、この809万という損失から考えて、水道事業の一環として漏水対策に取り組むのではなく、一人の専従の職員を雇用して漏水に取り組むことも必要ではないかと思っておりますので、その事を提案致したいと思っておりますが副村長は如何お考

えになるかお聞かせを願いたいと思います。

○副村長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 副村長。

○副村長（牛越宏通君） ただ今の質問についてお答えを致します。

先ほど振興課長申し上げたように水道事業を行っていくには特殊な技術、また経験が必要と考えます。そして過去には水道の職員一人が専従していた状況がありました。下水道事業が始まる前だったと思うんですけども、それからは下水道事業が始まりその時に新たに水道係というものが設置されました。その中で専属の担当者が居なくなり、その時期に係長が1名、そして担当者が1名というような時期で行なっております。そして下水道事業が終了した後には建設係に統合され現在に至っているような状況でございます。今回プロジェクトを設置した理由についても、どうしても専門の技術を有する職員が必要だと私も考えております。そしてその専門な知識を結集するために今までの経験者をお願いをして今回プロジェクトを作成した状況でございます。今後につきましては吉澤議員ご指摘のように専従者をどのようにするかという事は検討をさせて頂きたいと思います。またこれにつきましては村長の方に相談をしたり、プロジェクトの中でもどのような対応をしていくかという事も含めて検討をさせて頂きたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

○7番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 吉澤議員。

○7番（吉澤弘迪君） 今、水道事業のそれぞれの職員の仕事についての説明がございましたが、私はやっぱりこれは村の重要な課題である、漏水対策はどうしても片付けなければいけない事業であると、このように思っております。で、水道については先ほど言いましたように、その部門の職員だけではなく、今回も大勢の職員やそれぞれ結集して一つの事が出来たわけでございます。やっぱり漏水対策もこれは一つの重要な村の課題として取り組むという事になれば、これは一人の専従の従業員が必要だと。そしてそういう人を今後、やっぱり育てて漏水対策をやって生坂の有収率が上がるような方策を考えていくことが長期的な政策であると、このように考えます。是非そこら辺の事も考えていただきたいと思います。

以上、私からの質問はこれで終わります。

○議長（平田勝章君） 次に、8番 市川議員。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 8番の市川です。

私からは、今回、県道沿線の立木の整備をと題しての質問をさせていただきます。名称から判断して生坂トンネル口を起点とする県道上生坂信濃松川停車場線は、まあ略称池坂線と申し上げていいかと思いますが、その始まりから役場、学校、道の駅、やまなみ荘等、村の中心地への経

路であり行く先はお隣の池田町、そして松川村につながり、年間約数千人の村民が通う安曇病院、大型店舗などへの日常ショッピング、また仕事や親せき、知人への往来を支える暮らしに欠かせない当村にとって正に重要幹線道路の一つと言えらると思ひます。しかし時代の流れと共に景観的にはこの沿線に立木も増え、もはや大木状態の木々や混み合った雑木の枝が道路上空に覆い被さった状態が幾箇所も見られます。特に袖山のぼり口の袖山橋から村境の二ツ又にかけては街道が薄暗い物理的な空間で圧迫感さえ感じる現象ともなっています。そればかりではなく袖沢に沿って狭い急峻な地形に囲まれて、道路両側が豪雨や台風多発時には土砂崩落や倒木の災害の絶えない危険な環境にあります。さらには倒木に伴って停電も時々間々起こる要因となっており村民の暮らしに不安を与えています。そこでこの問題に対して、現実の行政対応から確認したいと思ひますが、一つに県道に通行の支障となる倒木があった時は松本建設事務所に連絡をして処理をしてもらおうと思ひますが、どの様な手はずで処理となるのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 8番、市川議員のご質問にお答えいたします。通行の支障となる倒木があった時の処置につきましてでございます。

村道が倒木により通行に支障をきたす場合の対処につきましては、主に住民等通行者から連絡を受けたのち、職員が現場の確認を行ひまして、処理を職員や村内業者に依頼し行なっているところでございます。また、県道におきましては松本建設事務所によりまして複数年契約しております小規模維持補修工事等で契約しております地元建設共同企業体の建設業者に連絡をしまして除去作業を実施していただいているところでございます。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 処理の仕方のイメージがちょっと理解できましたが、えーとあの、今の話しの範囲内では松本建設事務所は現場確認みたいなものは直ぐには来られない？、くても処理片付ける方に手を付けていくというのが現実なののでしょうか。その辺をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問、お答えいたします。

特に倒木等、通行に支障があった場合の処置につきましては、急を要する場合はほとんどでございます。そのために現場、松本建設事務所現場を確認する前に、もう委託業者の方に連絡がまいりまして、業者の方で確認をして松本建設事務所と連絡を取りながら処理をするというふうに行なっているところでございます。以上です。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 場所によっては県道の下の土手までが道路敷きなるといいますし、河川のまあ何処もあーいう低い部分については何処までが境かわかんないですが、いわゆる河川敷の部分でのがあり、場所によってはその間に民地がある。まあ両側は当然あの民地だと思うんですが、そういう河川敷内だとか県道敷内と、その民地での倒木等ではその処理の判断は違えられているのか、どうでしょう。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 質問にお答えいたします。

河川敷、あと県道敷内の民地の対処判断の違いについて、という事でお答えを致したいと思えます。河川敷の倒木等につきましては、村では地区要望等によりまして状況を把握しまして対応を検討することとしております。県では流水に影響のある倒木については出来るだけ除去しているところですが、立木については対応しきれていない状況でございます。また民地の立木が道路及び河川、支障を来している場合がございますけれども、それぞれ持ち主の方に対応をお願いしている場合ですとか、あと急を要する場合につきましては処理をしているという事でお聞きしております、村の方でも対応は同様という事になります。以上です。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） えーと、言葉尻をまた捉えるようでして…。今、立木については対応しきれていないって言われるのは、まあ立木の多くは民地にあると思うんですね。それを含めて対処の必要性を認識しているというふうに理解していいんでしょうか。いわゆる、倒れているのが勿論目に見えて処理しなけりゃいけないんですが、倒れそうとかいうものを含めて、じゃあこれはどうしようっていうようなところについての姿勢をちょっと聞きたいんですが。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。

お話ししてますとおり、既に倒木しているものについては早急な対応が必要という事で対応させていただいているところでございます。今お話しいただきました倒木しそうだとか、通行に支障を来す恐れがある倒木等につきましては、事前にはわかりかねる場合も多々ございますので、村の方に、また県の方に報告をいただきまして現場を確認しながら必要性、緊急性に応じて対応していきたいという事で考えております。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） 今その支障を来している場合と建設事務所なりに連絡をしてという事ですが、やはりその現地調査なりしているのが村の振興課なりで、設事務所側から要請しない限り向こうからは特にないという事でしょうかね、こちらからの報告なり、要請が主という事でしょうか。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 松本建設事務所の県道のパトロール等については実施を致しているというふうには聞いております。ただ、先ほどもお話ししましたとおり倒れそうな木につきまして計画的な対処の実施の計画、予算等につきましては中々現状が厳しいという事でお聞きをしております。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○8番（市川寿明君） まあ、所管の松本建設事務所は倒木の事後処理が主のように聞こえますが、まあ今後の倒木の予防策、まあ事前に対処策などの管理計画が無いというふうなふうに聞きましたが、無いとすれば生坂ダム周辺もそうですが、この袖沢沿いの現状打開については、村長、村の行政として何か考えるものはありますか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 8番、市川議員の質問にお答えをいたします。

まず倒木及び支障木の予防策とした管理計画の有無についてでございますが、松本建設事務所では、先ほどの振興課長の答弁のように道路の敷地の通行に支障となりそうな立木や河川敷地内で流水に影響を与えそうな立木は、地元の皆さんからの連絡等により順次実施をしているとのごとくございまして、以前に通行に支障をきたす立木の枝打ち等を実施いただいた経過もございまして、管理計画等はなく、実際に支障が発生した場合や発生しそうな状況で対応しているとのごとくございました。村におきましても、村政懇談会や地区要望などを通して地域住民の皆さんから情報をいただく中で、現場の状況を確認しながら緊急性等を考慮して随時対応をしているところでございます。

なお、県道上生坂信濃松川停車場線の、池田町側の山間部をほぼ管轄をしております大町建設事務所では、昨年度より池田町側の峠入口付近から支障となり得る立木の伐採作業を行っており、今年度以降につきましても実施を予定していると聞いております。

また生坂ダム周囲は、毎年春に14年間続けまして、松本建設事務所の職員の皆さん、上生坂区の役員さん、地元議会議員の皆さん、生坂建設業組合の皆さんのご協力をいただき、いくさか

大好き隊員と振興課の職員などで、駐在所の近くから国道まで、高所作業車、ドーザー、ダンプカーなどを使って、2km 弱の清掃範囲を、支障木や蔓草を伐採する班と路肩の草や枯れ葉を片付ける班に別れて実施をしており、かなり支障木は伐採できてきていると考えております。

また、袖沢沿いにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、実際に支障が発生した場合や発生しそうな状況で対応しているとのことであるため、松本建設事務所に対しまして、県道整備期成同盟会とも併せて計画伐採につきましても要望してまいりたいと考えております。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 現状の掌握の仕方に行政と住民感覚に若干かい離があるように感じますが、議長、ここで私の撮った写真を皆さんに見ていただきたいと思いますが、許可をお願いします。

○議長（平田勝章君） はい、許可いたします。（資料配付）

○8番（市川寿明君） えーと、カラー写真ではありますけど色々コピーだとか撮った時の光の具合でちょっと理解が、解りにくいというあれもあるかもしれない、あの一枚目からちょっと説明を加えたいと思います。1番目は二ツ又橋というかと思うんですが、いわゆる二ツ又から袖山の方へ上る小さな橋があるんですが、それから下流50メートルくらいな所にこの赤い矢印の所が根元となった立木がもう斜めになって伸びているわけです。ここに5メートル離れて2本同様の物がございます。A-2はそのまた下流20メートルの所にこの写真の中央部にありますが、やはり細い立木ですが同様に斜めに傾いて立っております。A-3はそれから更に下流に下ったところで、今はもう橋のあれが無くなっちゃった、形が無くなっちゃったんで解りにくいんですが袖山に上る上り口がありまして、私たちはそこを袖山下というふうに呼んだんですが、バス停もあった所であります。それがこの写真で言えば左端にあたるくらいな所がそうなんですが、その上流20メートルの所に杉林の杉がもう多く倒れて上から滑り落ちてきている。まあ傾斜を見てもそんなに急傾斜ではないんですけども多くの立木がもう、立木がというか樹木が倒れてきている現状です。まあ一番下の袖沢においては水が掛かると言いますか当るほどの状況ではないので、その処理の仕方については云々するつもりはございません。一応、実状そういうのが崩落の実状だという事です。A4番は長谷久保登り口を上流側から撮ったものです。あの、このちょっと電柱と被ってしまいましたが、電柱の向こう側にある立木は根元は赤い矢印のある看板の脇くらいな所から出てるわけではありますが、やはりこれも即道路に倒れそうな状況です。でまたあの電気の配線も通っておりますので、電線も通っております。で、そのA5は先ほどの袖山の登り口の対岸ですけども、この真ん中の細い立木が、まあ横水平とまでは言い難いですけども、それに近いほどの横に向いた生え方をしております。えーとあのA6、A7についてはちょっと皆さんにはちょっと省略しましたが、まあ袖沢2号橋これはあの中山組さんの資材置き場の際の橋が袖沢2号橋になると思うんですが、その約下流60メートルくらいな所のやはり杉の立木具合です。それに更に下流に下ると、まあ袖沢1号橋がありまして、その横の立木もやはり道路に被っている状況。それからB1は生坂ダム周辺の、まあダムからもう過ぎてこの北側の山の端、西端になるんですが、まあ一番西端で、この上が平林家の墓地なりがあって、この上はちょっと平っぽいんですけども、この一番端の一番左端、西端の立木この根元がB2になるわけ

で、実はその一つ右側と言いますか東側より2本目がだいぶやはり傾斜して、根元がやはり赤い矢印があるように、もう本当に崖崩れの、カタから出てて、もうその下はえぐれた状態でいつ滑り落ちるか、まあ落ってもまあ距離的には1メートル50位か2メートル位なもんなんですけど、いわゆるズリ落ちる状態にあるような、と言うのが私の気が付いて写真が撮れる、撮って来たわけです。まあこういう実状を通行するたびに車の窓から見ながら、私はまあ結構池田へ行く回数が多いんですが、こういう実態に対して通行の安全をとがめる早急の必要性を感じておられないのかっていう事です。

まず振興課長、自身の通勤路でありますので如何感じるかお聞かせください。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） お答えいたします。

先ほどご説明頂きましたこの写真の画像でございますけれども、私が承知をしている所もございます。また、ちゅっとしっかり確認できていない所もございます。確かに非常に倒木が多いような所も私も実際は確認しております。ですのでトンネル、生坂ダム周辺の木も含めまして春先のボランティア作業ですとか、あとこれから予定してます松本建設事務所との要望箇所の現地調査も10月の6日に予定をしております。それでまた松本建設事務所さんの方にお話をさせて要望をしていきたいと思っております。また先ほど話にもありましてとおり県道の期成同盟会でも、この袖沢沿いの沿道につきまして要望してまいりたいというふうに思っております。以上答弁いたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 写真を今見て頂いたんですが、テレビをご覧の方にはちょっとわからないふうもあるかと思っておりますので、ちょっと簡単な絵にしましたが、県道は往々にしてこんな状態ってことですよね。あの、上流側からたまたま下流に向かっての絵ですが、いわゆる長谷久保側の山、県道があり下がったところに袖沢がある。反対側はもう袖山の地籍になるかと思っておりますが、山がまた始まる。そういう根元の近いところにこういうふうに袖沢を横切って県道にもう完全に倒木となれば枝が県道にかかるというようなのが実態という事で、まあ幾つか写真にしてきたわけです。それでも色々な判断のあれが相違がありますので、もっと幾つかある自分なりに感じたものは、箇所があるくらいなんですけど、まあ今課長の答弁では建設事務所への要望を強めるという事かというふうに伺いましたが、村長にも伺いたいと思っております。冒頭に申し上げた村民にとっても重要幹線道路だと言って過言ではないと思うんですが、まあ池田分はともかくとしても二ツ又までなら安心して通行できるルートだというふうに言い切る村民がどれだけ居られるか、現況が続いた状況のままでは来村者にも悪い印象を与える基でもあり、お隣の池田町さんとの連帯感意識の表れとも捉えることが出来るんじゃないかというふうに私は思うんです。まあ、一辺倒的な言い方をさせてもらえば、村民が池坂トンネルを期待する言葉を口にする割には村政として生坂ダム周辺、袖沢沿いの状態の改善をはかり住民の不安を払拭すべく現状打開の意気込みや姿勢なりが見られないと、手厳しい批判を受けかねないというふうに思うんですが、村長、再度如何でしょう。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。8番、市川議員の質問にお答えをいたします。

県道上生坂信濃松川停車場線でございますが、議員ご指摘のとおり池田町の安曇病院、また大型店へのショッピングと村民の皆さんが本当に重要な路線として感じているところでございまして、トンネル化も進めてもらいたいと村民の方から直接要望も受けている状況でございます。まあ、調査費も付いたというような話もございまして、そちらは大町建設事務所の管内でございまして、これからもこの県道の整備期成同盟会でしっかりと要望を強めていきたいと考えております。まあ、松本建設事務所管内は町村境の二ツ又まででございまして、今議員がお示し頂いた危険な箇所、数か所ございますので、やはり松本建設事務所の10月6日の現地調査でしっかりとまず現地を見ていただいて、どこくらい伐採していただけるのかお願いをして参りたいと思います。村政懇談会で、平成30年だったと思いますが草尾から要望が出まして、その年は大掛かりに伐採をしていただいた経過もございまして、ゴンドラを使ったりして、相当覆い被さっていた支障木を伐採していただいたという事もございまして、それに近いような、もっと大掛かりに伐採してもらえれば有難い訳でございますし、県道の敷地内は森林税を使って伐採もできるような、そういう事も聞いておりますのでそちらの方でも対応できるかどうか、要望を強めていきたいと思っております。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 早期に建設事務所なり現地調査をしていただいて、所管の機関に強く対処要請をしつつ、私は村政も地権者対応の方で積極的に関わって、その基に実態に即した緊急度のレベル付を個々の場所なり木なりをするような仕方で、その整備の年度計画、まあ一気に出来ないと思いますのでね、危険度の高いところからやるというような、その年度計画をたてて、まあ年々で状況が変わるわけですから、度々の点検と伐採対応していくように取り組めないものかというふうに思います。場合によっては一定程度、自身の財政的工面、村のお金を使いつつも、という事も覚悟して真剣に向かい合う課題だというふうにおもいます。かといってこういう状況は池坂線に限らないかと思っておりますので、村全体を見たときには色々な場所で、いろんなやはりこう立木に対する対応っていうのが必要かと思っておりますが、まあ地方創生という中で山村である我が村にとっては、ある意味私は今の新総裁じゃないですが、自助・共助の村政にとっては自助の方も覚悟のうえで望まないといけないんじゃないかと、まあそこら辺の姿勢で藤澤村政も問われると言いますか、評判につながっていくという事になるかと思っておりますので、その一端の事象というふうに思って今回質問にしたわけですが、村長再度答弁頂けますでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。8番、市川議員の質問にお答えをいたします。

確かに村内要望、立木の関係出ておまして、把握しているだけでも日岐区、大日向区など電線に影響がある、村道に影響があるという事で伐採をしていただきたいという要望もあります。県道沿いもこれだけ危険な箇所もありますし、国道の方も前に大日向・雲根間が立木が多くて景観を損ねてるという事でそちらの方は伐採をしていただいた経過もございまして、それぞれの管理の機関をお願いをしていく事も勿論でございますが、村で出来る事はやっていかなければならないと考えております。まあ、自助・共助・公助、本当に自助だけでは出来ない伐採がこの頃多くなりまして、木がどんどん年々大きくなる、それで地権者は村内に居ない、じゃあどうしようかって言うとうとうしても公助で行政がある程度伐採もしていかなければならないという状況かと思っておりますので、今後まあ緊急性・必要性等を加味しながら対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上答弁といたします。

○8番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） 市川議員。

○8番（市川寿明君） 安全な里暮らしに向けて、より一層の尽力を願ひまして質問を終わりたいと思います。

○議長（平田勝章君） ここで、コロナ対策のため休憩にしたいと思います。再開を35分にしたいと思います。

[休憩]

○議長（平田勝章君） はい、ちょっと遅れましたが再開いたします。一般質問を続けます。2番、太田議員。

○2番（太田讓君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田讓君） 2番、太田です。通告に伴い質問いたします。

今回私は村内施設の活用という事で、高津屋森林公園について振興課長、村長に質問いたします。始めに振興課長にお尋ねします。

コロナ禍で村内各地施設の売上げ、利用者が減少していて非常に厳しい状況となっております。

しかし、この状況を打破していかないと生坂村の観光事業にとっての大きな痛手になると思います。そこで新たな戦略でチャレンジを図る時期と考えます。私は高津屋森林公園をそのチャレンジの場所として考えました。高津屋森林公園は景色がよく雲海も見られて、宿泊ができるコテージ、管理棟にはミーティングルームやシャワールームも完備されていて、グループでも使えるBBQ棟もあり、隣接されたマレットゴルフ場や山頂に続くハイキングコースを抜けると頂上にはアルプスも臨める土俵もあり村内の施設の中でも1押しの観光のスポットだと思います。この最高の施設をもっと活用していくべきと考えます。

そこでこの施設利用状況についてお伺いいたします。過去3年間の管理棟利用者数、コテージの利用者数、マレットゴルフ場の利用者数を村内利用者と村外利用者それぞれ年間ごとに教えてください。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 2番、太田議員のご質問にお答えいたします。

高津屋森林公園は、太田議員ご指摘のとおり、自然豊かで家族や仲間同士で森林浴を楽しみながらリーズナブルに宿泊できるコテージが利用でき、都会の家族連れなどに人気がある施設となっています。ご質問の過去3年間の管理棟利用数・コテージ宿泊者数・マレットゴルフ場利用者数についてお答えいたします。

まず、管理棟ですが平成29年の利用者数589人、平成30年の利用者数については471人、令和元年利用者数343人でした。続いてコテージ宿泊者数平成29年が669人、平成30年644人、令和元年是605人となりました。そしてマレットゴルフ場利用者数では平成29年は100人、平成30年が82人、令和元年が75名でございました。

状況としましては、平成29年は利用者数、売上等が例年より多く、平成30年度では本館利用者、マレットゴルフ場の利用が2割ほど減少したものの、コテージでは大型合宿等の受け入れにより前年並み、令和元年度については、天候不良による大口イベントが中止になりまして管理棟利用者数は3割弱減少しております。コテージ宿泊者数については、わずかの減少でございました。今年度についてでございますが、新型コロナウイルスの影響や感染拡大防止によります施設の休館によりまして、コテージでは前年比、6月から8月の間になりますが、で、4割弱のマイナス、マレットゴルフ場は利用者が一桁とともに大きく減少している状況です。企業や学校等による各種イベントや研修・合宿、家族やグループでの宿泊など、利用者・宿泊者の多くが村外者であることから、太田議員ご指摘のとおり貴重な重要な観光スポットであると考えております。以上答弁いたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） 振興課長に再質問いたします。

今年はコロナ禍という状況で利用者も少ないというのは、致しかたないかなあとと思います。コテージは人気も高く週末は常に宿泊客がいるというような話は私も伺っておりますし、そちらにとっては凄くうれしい話だと思います。しかしマレットゴルフ場の利用者が毎年のように下がっている状況については、今年度に至っては一桁というような状況は、他の利用者、というか施設コテージとかの利用が多い中、非常にもったいないと思うのは私だけでしょうか。

まあこれからソーシャルディスタンスであったり、3密・ウィズコロナ・新しい生活様式、この言葉は今や日本人なら誰もが知っている言葉だと思いますが、これからそこにも気を付けながら施設運営をしていかなければなりません。利用者、特に先ほどの答弁の中にもあった「家族連れ」というのは非常に重要なポイントだと思いますが、そちらも含めた施設利用者の増加を図るため、来年度に向けて何か戦略というかそういうものはお持ちでしょうか。質問いたします。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） 質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、マレットゴルフ場につきましては高津屋森林公園管理組合主催のマレットゴルフ大会を毎年開催するなどをしておりますが、利用者のほとんどが村民であり、おっしゃる通り利用者も減少していくのが状況でございます。こうしたことから何とか利用客、利用率を上げるために来年度への施策はというご質問でございますが、こちら高津屋森林公園につきましては高津屋森林公園管理組合の方に管理運営委託をしております、今後そちらと協議しながら新しい施策について相談してまいりたいというふうに思います。以上答弁といたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） 確かにその管理組合に管理業務委託しておられますので、その辺はそちらと相談していかないといけない事だと思いますのであれなんです、今回、村内施設の活用という事で私が高津屋森林公園について質問という形で出したのは、2点提案があったからであります。

1 点目は答弁にもあるように村でも村外者利用の高い観光スポットである高津屋の所なんです、まあマレットゴルフ場というのがいいコース、山間地域のアップダウンがあるコースなんですけれども、そのマレットゴルフというのが今のニーズに合っていないのではないかなと思うからです。そこで、あの一高津屋森林公園に適している、まあマレットゴルフ場に適していると思われる今のニーズとして1つ紹介をさせてもらいたいと思います。

日本オートキャンプ協会によると2019年に1泊以上のオートキャンプに参加した人は7年連続で過去最高を記録し860万人となっています。フリーキャンプ場なども含まれる普通のキャンプ場では、中々その人数の把握が上手く出来ないため、この数字には入っていないと思いますが、通常のキャンプ人口というのは優にその860万人を大きく上回っていると思います。その裏付けとして近年アウトドア用品関係を取扱う店舗も増えはじめ、白馬には1キャンプ用品メーカーが単独のお店を構えるほどに今、日本はキャンプブームとなっています。要因として大きく分けて2つあるんですが、1つは昔と比べてギアですね、要はキャンプ用品とか、そういうものの種類が増えて価格的にも比較的安価で購入できる物や、デザインが若向けとかオシャレになっている。それらをまたネットで簡単に購入できる環境が整っていること。2つ目は「1人でゆっくりしたい」また「家族での時間を静かな場所で過ごしたい」、「アウトメディアな環境で子供と時間を共有したい」、「気の合った仲間と自然の中で楽しく過ごしたい」、まあ他にも理由は様々あると思われませんが、テーマパークや都会の施設などとは違う自然と向き合いゆったりとした時間を求める人が増えてきている傾向があると思われれます。また、年齢層も20代から50代の家族連れの増加が顕著です。

全国のキャンプ場の数は2000を超えます。長野県では、ちょっと直近の数字わかりませんが114か所あります。小さいスペースから車など乗り入れ可能なオートキャンプ、後はみんなでワイワイ出来るような広い敷地を持ったグループキャンプ場。まあそういう大きな場所から規模も様々で長野県には人気のキャンプ場も多く存在しています。これからも全国でアニメで「ゆるキャン」ですとかね、そういうのがあったり、キャンプ系ユーチューバーの影響もあり、遊休地や耕作放棄地の新たな活用の取組みとして、新設・改修されるキャンプ場は少なくないと思います。キャンプ場で人気のある条件の1つとして、プライバシーの確保というのが挙げられます。ものすごくこー富士山の麓にあるような広ーい平坦なキャンプ場で、まあ隣同士があまり近くならな

いっていう場所もあるんですが、まあそこまで広くない平坦なキャンプ場では、わざわざ垣根で仕切ったり、盛土をして高低差を作る、それほどそういうプライバシーというものについてニーズがあります。ゆっくり時間を楽しむうえで自分たちの空間を確保したいということだと思いますが、実際私もキャンプするんですがそういうサイトを探して行っております。その点で高津屋のマレットゴルフ場はコースレイアウトを見ても天然の高低差があり、さらに垣根もある。コースにある林を利用したテントレイアウトやハンモックをかけての森林浴も可能。キャンプ施設としてニーズと条件をしっかりと満たしております。管理棟にはシャワールームもあり、炭や焼き肉コンロ等の後片付けが気になる人にも、気軽に使用できるBBQ棟もあります。近くにはやまなみ荘がありますのでお風呂にも入れますし、やまなみ荘で扱っているBBQセット、こういうのも転用できるかと思います。更には、いくさかの郷で食材を調達することが可能なので、テントと道具だけ持って出かけられ初心者からベテランキャンパーまで幅広い人に楽しんでもらえるかと思います。さらに他の施設と差別化を図るために利用者を限定するなど付加価値をつけるのも戦略として有りかと思えます。高津屋の近くにはまだ集落もありますし、コテージ利用者というのは家族連れも多いです。そうなってくるとグループキャンプとか若者世代のキャンプのような夜賑やかにやっている騒音というのはNGになってくるかと思えます。ただ、そこを求めているニーズはカップルであったり、やはり家族のキャンパー。自然に囲まれ静かでプライバシーも確保でき、近くに入浴施設や地元の食材を購入できる施設があり、パラグライダーやラフティングなどのアウトドア体験もでき土俵までのハイキングコースやMTB、マウンテンバイクですね、マウンテンバイクをお持ちのご家族でしたら景色を楽しみながらのサイクリングというのもできます。そして夜には星を見て静かに眠り、朝には絶景の雲海を見渡せる。今ある物に少し手を加えるだけでこんな魅力たっぷりのキャンプ施設に生まれ変わることができます。

二つ目として、管理棟とコテージの平日の活用です。最初の答弁で示していただいた利用者数というのは主に週末の利用者の数だと思います。コロナ禍で今、都会の企業では通常勤務の半分も会社に行かないような企業も増えてきていると思います。またこのコロナの状況で、それをきっかけに今後もこのリモートワークというのが新しい仕事様式になってくるかと思われまます。それらに対応した施設が既に県内でも出ております。例を挙げますと、都心の企業を対象としたリモートワークオフィスで信濃町にある「Nomado Work Center」という所です。ちょっとあのイメージ、言葉だけだと解りずらいので、その施設を簡単に高津屋に例えて言ってみますと、高津屋の管理棟で例えると2階にある研修室ですね、そういうところに机や椅子、ネットワーク環境を整備し、1階にある作業場ですかね、蕎麦打ちとかやるような所だと思うんですけど、そういうところで仕事で出たアイデアをすぐに形にできるように3Dプリンターやレーザー加工機などの機器も備えて、宿泊はコテージを使えば仕事場の管理棟との移動も極端に短く抑えられます。まあ、あの聞くだけだと現代に合わせた近代的な建物を皆さん想像されるかと思うんですけども、実はこれ、もともと信濃町にあった蕎麦打ちの体験施設だそうです。来場者が減少して閉鎖となった施設の再利用。信濃町では町とNPO法人が協力して立ち上げたそうですが、費用は国の交付金も使いながら完成したそうです。ふだんの都会のオフィスだと人工物に囲まれていてストレスを感じながらの仕事になってしまいがちですが、森の中でリラックスしながら、いつもでは得られないようなイノベティブ(革新的)なアイデアを得られるのではと考えられたそうです。こういった仕事とバケーションを併せた、今話題になっているワーケーションでやつですね、そういう考え方だそうです。半日仕事をして後は地域を散策して森林セラピーを体験したり、この信濃町の場合では野尻湖でカヤックを楽しんだり隣接したキャンプ場で寝泊まりがしたいなーといえそこを張って滞在する事も可能だそうです。新型コロナウイルスの影響でリモートワークに切り替えた企業などから5月以降問い合わせが増加しているそうです。自宅で仕事をするとプライベートとの切り分けも難しくなってくるので、環境の良い場所で仕事ができ

るのはより良い効果がだせるという意味もあり受けているそうです。ほかにも中川村のキャンプ場でもワーケーションに対応した小屋、まあ一坪ほどの小屋なんですが、そちらは地元素材で地元の人たちが作って、ネットワーク環境を整えて、そこで利用者増をはかってやっているキャンプ場もあります。このように週末は各種イベントやキャンプニーズで利用者を増やし、平日は新しい生活様式と自然を生かしたワーケーションで、使われていなかった管理棟とコテージの稼働を上げる。やはり施設は利用者が増えることが大事だと思いますので、この提案について振興課長どう思われるでしょうかお聞かせください。

○振興課長（中山茂也君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（中山茂也君） ご質問の方、お答えいたします。

今お話しいただいたキャンプ場、また管理棟コテージをワーケーションへというご意見でございます。議員ご指摘の通り、この施設でございますが施設の効率的な利用に向けました大変貴重な外見だと思います。またこの施設でございますがご指摘の通りコテージ等利用客は、いわゆるトップシーズンGWですとか夏休み御盆等に利用が集中してまして今一つ効率的な利用に至っていないと私も感じております。またこの施設近くにマレットゴルフ場以外で例えば何か体験する施設等があれば誘客につながるかなとも私個人的に感じているところでもございます。

いずれにしても貴重なご意見という事でございまして、今後管理組合の方と相談をしまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） 太田議員。

○2番（太田譲君） 最後に村長にもお伺いをしたいと思います。

先ほど振興課長に話した内容ですね、そちらに加え、まあプラスアルファってわけじゃないですが、週末の運営にでも平日の運営でもいいんですが、村民利用の割引サービスを使うとか、またホームタウンの松本山雅の協力を得て仮称とは今なりますが「高津屋森林公園・山雅の森ファミリーキャンプ場」というようなネーミングを付け広く発信していただき、週末には管理棟でのパブリックビューイング、山雅との交流イベントというのを年数回か共同で企画し、さらにクラブガンズ会員の皆様のご利用に至っては特典または割引等などをおこなうなど、村内外の多くの人の利用促進を図るのもいいのではないかなと思います。

稼働率の少ないマレットゴルフ場と管理棟やコテージの有効的な平日利用についての新たな活用方法について、再度今度は村長の意見をお聞かせください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい。2番、太田議員の質問にお答えをいたします。

高津屋森林公園のキャンプ場等へのまあ活用という事で建設的なご提案をいただいたわけでございます。まあ振興課長答えたように年々利用者数減っております、まあただマレットゴル

フ場に関しましてもあそことやまなみ荘の下の2か所しか今無い状況でございますので当然、高津屋森林公園管理組合の皆さんとご相談をしなければならぬわけでございます。なかなか建設的なご意見で面的に考えれば当村もラフティングはできますし、カヤックみたいなものも当然できますのでそういうところで息抜きをしながらワーケーションでしっかりリモートワークで仕事をしていただく。またキャンプ場をほかでもやりたいというようなご要望も聞いておりまして自然豊かな生坂村でファミリーまたは気の合った皆さんでキャンプをする場所があるということはいいのかなあと思います。

実際、山清路の郷資料館の脇で開いている大好き隊員もおいでになりますが、それなりの利用者もいるようでございます。そういうことも加味しながら今後、議会の皆さんまた高津や新公園管理組合の皆さんからご意見をいただいて地方創生推進交付金の対象にもなるかと思っておりますので、そういうものを考慮しながらしっかりした検討協議を進めてきたいと思っております。以上答弁いたします。

○2番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○2番（太田譲君） キャンプ場と管理棟コテージの平日活用ということで今回お話をさせてもらったんですが、まあその管理棟のワーケーションというのはなかなか設備的規模的、内容的にもかなり話し合いをしていかなければいけないでしょうし、準備期間というのはかかるかと思っております。でも、今あるものを活かしながらというものでは活用出来得ると思っておりますので、そちらも検討していただきたいですし、キャンプ場の方、確かに高津屋とやまなみ荘の所の2か所という事で、数が減ってしまうというのもありますし、管理組合との擦り合わせも必要かと思っておりますが、やはり人を呼べる率が高いものはどうゆう方向かというようなことも頭に入れながら運営をしていくというところにフューチャーして是非検討していただきたいと思っております。まあ何においても変化させていくにはタイミングっていうのが大事だと思います。まああの手前になるんですがサッカーでも、方向・スピード・タイミングというパスの3原則というのがあります。

マレットゴルフ場の利用率低下で、でも日本ではキャンプブームで、コロナ禍によるリモートワークへの事業体系の変化という方向の変化、そしてこれからオフシーズンになり、高津屋森林公園11月オフですよね、確かね、になり、そこでもしキャンプ場に変更するとなれば手を加える時間の確保ですね、これはスピードと考えると、更に新しいシーズンが始まる春に合わせてオープニングイベントで山雅を使いながらコラボしてPRをするというタイミング。時代のニーズと高津屋森林公園の持つポテンシャルをこれからの生坂観光にとって重要だと感じますので、是非、そういう良いパスがつながるよう建設的な検討をしていただきたいと伝えて、私の一般質問を終わります。

○議長（平田勝章君） ここで、昼食のため休憩にしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。再開は1時15分とします。

○議長（平田勝章君） はい、再開いたします。

はじめにお知らせを致します。7番、吉澤議員が体調不良のため、午後は欠席となります。よって、ただ今の出席者は7名ですが、定足数に達しておりますので会議を続けます。

◎日程3・委員長報告（午後1時15分）

○議長（平田勝章君） 日程3、この10日に各常任委員会に付託いたしました議案第51号から議案第55号までの令和元年度決算の認定、事件案1件、令和2年度補正予算3件の計5件と、請願2第3号及び第4号、陳情2第3号の計3件、併せて8件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建經常任委員長 字引議員。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

○4番（字引文威君） 総務建經常任委員会 審査報告をいたします。

本会議にて付託された事件は、9月11日に総務建經常任委員会を開催し、総務課関係と振興課関係について細部に渡り説明を受け、慎重審議の結果それぞれ、次の通り決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

日時、令和2年9月11日午前9時から、場所、本会議場にて行いました。出席議員は字引、瀧澤、吉澤、一ノ瀬、望月、太田、市川、平田、以上8名全員。行政は村長、副村長、藤澤会計管理者、真島係長、日岐係長、中山振興課長、藤澤産業係長、坂爪建設係長の出席で開催しました。

それでは、議案第51号「令和元年度生坂村歳入歳出決算の認定について」

この議案は、令和元年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233号第3項の規定により、議会の認定に付するものです。総務課、振興課関係部分審議の結果、全員賛成、決算書の通り認定すべきと決しました。まず、総務課関係主な審議内容は、不用額の大きい部分の不用になった理由はとの質問で、共同電算システム費の見直し等で負担額が減額となり、またコロナウイルス関係で事業が中止となった。区振興交付金の活動費が少なかったなどの理由でした。委託料の内容はとの質問で、財産管理費の委託料はパスコに「公共施設個別施設計画長寿命化」を委託。企画費の「ふるさと納税」を楽天、ベストコーポレーションに委託。無線放送施設は保守業務を委託しているとのことでした。田舎体験ハウスの利用状況はとの質問で、元年度13件25名、142日の利用があった。とのことでした。消防設備費の備品購入の内容はとの質問で、消火栓用ホース60本を購入とのことでした。役場非常用発電設備の運転方法はとの質問で、自動起動切替方式で、軽油燃料で24時間連続運転が可能。燃料の追加補充が出来れば延長が可能とのことでした。また、中部電力の緊急時対応訓練を実施し、優先順位に合わせた復旧をも考慮しているとのことでした。消防委員からの安全対策要望は実施されているのかとの質問で、安全ネット等の要望事項は実施済みとの説明でした。感震ブレーカー補助金の利用状況はとの質問で、1件の利用だけであり利用促進のPRが必要との説明でした。消防車両の購入方法はとの質問で、廃車車両の競売は掛けず下取り並びに値引きで購入したとの説明でした。村営バスの減収の要因は。また、有償運送等との運用を検討してはとの質問で、高齢者の施設利用に伴いバス利用者が減少していて、コロナ関係は影響していない。松本公共交通システムサポート事業等で今後方策を見出していくとの説明でした。

続きまして振興課関係主な審議内容は、農業総務費の委託料の内容はとの質問で、農業公社農業用倉庫の防火施設として消防からの指導で防火施設整備工事の図面作成の委託料とのことでした。また、鳥獣害防止柵の老朽化に対する補助事業はとの質問で、補助事業の柵の

耐用年数基準が12年から3年であり耐用年数を経過していれば補助事業に該当する。その場合地元負担は5%で、草尾上野地区はそれで進めているとの説明でした。元気づくり支援金事業のビニールハウス事業の内容はとの質問で、小立野、上生坂、下生坂、日岐、草尾、大日向の6カ所に設置。地元負担金はとっていない。また、苗代30,000円を見ていたが支払いがなかったため不用額に計上との説明でした。ビニールハウスの規模が5m×15mと大きく、管理する人の確保が難しい。規模の小さいもので個人が管理しやすいように考えたらの質問で、元気づくり支援金事業では個人を対象では利用できない。今後どのような対応策が良いのか検討していく。高津屋森林公園のコロナウイルス感染症対策はとの質問で、4月から5月にかけて閉館し、6月から開館したが、NETでの受付を行いその際、過去2週間の行動歴を確認させてもらい、受付時に検温を実施しやまなみ荘と同じ対応をしているとの説明でした。村内公園の管理状況、草刈り、水道使用量等を含め内容を一覧にして提示してほしいという要望がありました。振興課、総務課でまとめて後日提出しますとの説明でした。高津屋森林公園の受付予約方法はとの質問で、NET受付予約は「楽天トラベル、マイナビシステム」で行っているとの説明でした。手数料は約10万円程度かかっている。とのことです。込地の災害復旧工事の工程はとの質問で、村道舗装復旧に12月末完成の予定で進んでいるとの説明でした。簡易水道特別会計の収入未済額現年分24件、過年度滞納分43件とあるが、何年にも渡り支払いがない者に対する対応は。との質問で、停水の通知をすることで支払ってもらえている。現年度分から徴収しているとの説明でした。水道利用者の負担の公平性のためにも、しっかり対応を願いたい。また、有収率改善の対策を積極的に進めて欲しい。との提言がありました。以上、令和元年度歳入歳出決算の認定の審議内容でした。

続きまして、議案第52号「上生坂ほたるの里公園の指定管理者の指定について」

この議案は、上生坂ほたるの里公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。審議の内容は、特に意見なく、全員賛成、可とすべきと決定しました。

続いて、議案第53号「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第5号】」について

この予算案は既定額に117,440千円を追加して、総額2,379,666千円とし、地方債の借入限度額を増額する補正予算です。主な内容は歳入で、地方交付税22,845千円、国庫支出金43,643千円、県支出金3,249千円、繰入金30,469千円、村債11,666千円の増額。歳出では、総務費で47,148千円、民生費で31,969千円、衛生費で13,011千円、消防費11,614千円、教育費9,687千円、災害復旧費で11,748千円増額し、商工費で10,451千円の減額補正です。審議の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。

総務課関係主な審議内容は、無線放送施設の故障で放送が聞こえない事例があるが、どういう体制で管理を、必要な時の災害情報が聞けないとの質問で、年1回業者による保守点検を実施している。雷等の影響で故障することがあり、住民からの連絡を頂きたいとの説明でした。パソコンの入れ替え事業の内容はとの質問で、全職員分66台分を予定し、現在の廃版になっているWindows7からWindows10に変更し、リモート会議等が出来るようにするもの。との説明でした。村民会館図書室の改修とはとの質問で、村民会館は避難所機能の目的を考慮し、畳を撤去し床改修をするもの。また、冷暖房設備も併せて実施するとの説明でした。村民会館講堂のオーディオ設備は、議場の設備のような個別ワイヤレス化に出来ないかとの質問で、業者に相談し検討してみるとの説明でした。消防設備費の緊急排水エンジンポンプ購入の内容はとの質問で、小立野地区、内水排水用目的のポンプで口径150mmの可搬式エンジンポンプで2台購入する。消防ポンプの3倍程度の能力がある。また、使用方法等は消防団と協議し決定するとの説明でした。災害対策費の備品購入の内容はとの質問で、非接触式体温計29個、パーテーション291個、ダンボールベッド147個を購入し、各避難所の人口を考慮し各区に配布するとの説明でした。

続きまして、振興課関係主な審議内容は、災害復旧の現状はとの質問で、袖山地区は工事に入った状況。白日の通行止めは来年夏ごろ開通予定。通行止め情報は随時 I C N で放送しているとの説明でした。以上、令和 2 年度生坂村一般会計補正予算【第 5 号】の審議内容でした。

続きまして、議案第 55 号「令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】」

この予算案は既定額に 12,598 千円を増額し総額を 88,688 千円とし、借入限度額を増額する補正予算です。主な内容は歳入で繰入金を 3,598 千円、村債 9,000 千円の増額。歳出では経営管理費を 3,414 千円、建設改良費で 9,184 千円の増額補正。審議の結果、全員賛成、可とすべきと決定しました。主な審議内容は、漏水箇所調査を実施しているが、担当の水道担当職員の負担が大きく大変と考えられる。水道経験職員、OB などの協力を得て、早く進めて欲しい。工事を早く進めるうえで、基金を使う考えは。などの意見がありました。また、消火栓周りの漏水頻度が高いようなので、重点的に調査修理を進めた方がよいのではとの提言で、今後検討して進めて行くとの説明でした。以上、令和 2 年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第 2 号】の審議内容でした。

続きまして、陳情 2-3「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財政の確保を求める意見書の提出を求める陳情書」について

審議の結果、全員賛成、意見書提出すべきと決定しました。

以上、付託された「議案 4 件、陳情 1 件」の総務建経常任委員会審査報告といたします。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

○議長（平田勝章君） なければ、次に、社会文教常任委員長 望月議員。

○1 番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

○1 番（望月典子君） 委員長報告を致します。

生坂村議会議長 平田勝章殿、社会文教常任委員長 望月典子。9 月 10 日の本会議で、社会文教常任委員会に付託された議案 3 件、請願 2 件について 14 日に委員会を開催しましたのでその結果をご報告いたします。なお、今回は連合審査であることも併せてご報告致します。

午前 9 時より、出席者は当委員会委員 4 名、総務建経常任委員 4 名、説明者として村長、教育長、教育次長、健康福祉課長、住民課長、関係部署係長 7 名です。詳細な説明を受け、慎重に審査した結果を順次ご報告いたします。

まず、議案第 51 号「令和元年度生坂村歳入歳出決算の認定について」

健康福祉課、住民課、教育委員会全てにおいて、全員賛成で決算書通り認定すべきと決定しました。各部署の主なものを報告します。

最初に健康福祉課です。歳入の国保税の現年度収納率は前年度をわずかに上回っているが不納欠損も 6 件ほどあるという資料が提示されました。

社会福祉総務費の扶助費の内容についての問いに、障害者自立支援サービスが主で相談、対応件数が当初の見込みより少なかったとの説明でした。コロナ感染予防対策で講座、集会等の中止が相次ぎ、講師料、燃料費の不用額が出たとの説明がありました。

国民健康保険特別会計では収入未済額が収入済額の 1 割近くあるので、その認識をしっかりと持ってほしい、という意見が出ました。滞納者の年齢は、との問いに退職した 60 歳代以上が多い

とのことでした。滞納者の来年度の保険認証はどうなるのか、の問いに1ヵ月から3ヶ月間の短期保険証を交付して滞納分の納付を促すとの説明がありました。雑入の主な内容はとの問いに、頸部エコーの受診料30年度普通交付金精算に伴う返還金との答えでした。

介護保険特別会計では、前年より低所得者保険料軽減事業費が多くなっているが、低所得者が増えたのかの質問に、消費税が10%に上がった事で1～3段階の人に軽減がかかり、多くなったとの説明がありました。介護予防事業で対象年齢、効果、今後の事業等の展望を聞かせてほしいとの要望に、おとこ塾、元気塾、歩こう部など実施しているが年齢等の見直しが必要と考えている。ICNを利用して40代から体を鍛えてほしい。事業の内容も今までと違うものを考えていきたいとの答弁がありました。

次に住民課関係です。個人住民税の収納率は99.6%、固定資産税は99%との資料の提示がありました。

やまなみ荘は、大浴場でレジオネラ菌検出、台風19号等の影響で前年より売上減となったとの説明がありました。

後期高齢者特別会計は、448名、収納率100%という資料でした。

次に教育委員会関係です。歳出の主なものは保育所費、子育て支援事業費、社会教育費等です。教育振興費の中の就学援助費の対象数はの問いに、小・中同数の8世帯という答でした。コミュニティスクールの現状はの問いに、開催の間隔が空きすぎている、双方から声を掛け合ったり、内容の見直しが必要との返事でした。未来塾の状況についての質問に、昨年1、2、3全学年になり平均10名の参加があった。今年度は現在3年生2名の参加という説明でした。検温はやっているか、対象温度、高熱のときの対応はの問いに、毎日チェックシートの提出を義務付けている。高熱の時は自宅待機、医療機関入院で自己判断で対処してほしいという返事でした。

つぎに、議案第53号「令和2年度生坂村一般会計補正予算【第5号】について」健康福祉課、住民課、教育委員会全てにおいて全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。各部署の主なものを報告します。

健康福祉課、保健衛生総務費の工事請負費はコロナのための間仕切りとの説明があったが、パーティション式のもので事務室を半分にするのか、別な方法なのかとの質問に、診察室等3部屋の入り口を布のカーテンではなく、可動式の間仕切りにして、声が漏れることや、コロナ対策の万全を期すために申請した、との説明でした。

住民課関係です。戸籍住民基本台帳費の補正は社会保障・税番号制度システム改修のための委託料ということです。やまなみ荘の大浴場の循環ポンプ器は交換したのか、シャワーに不具合があると聞いた事があるがその対処は、の問いに循環ポンプは交換した。シャワーは建物診断の過程で検討するとのことでした。

教育委員会に移ります。保育園未満児室の増築の図面、それと多額の費用なので工事概要書の提示をしてほしかったという意見が出ました。資料がおくられて申し訳ないと答弁があり、担当者の手元にあった図面だけが早速コピーされ全員に配布されました。それを基に様々な角度から検討した結果としてこの補正を承認することとしました。

つぎに、議案第54号「令和2年度生坂村福祉センター特別会計補正予算【第1号】」です。

全員賛成で原案のとおり可とすべきと決定しました。コロナのための売り上げ減による減額補正で主なものは一般管理費のパート職員の報酬、維持管理費の光熱水費、調理材料費等です。10月からやまなみ荘でおやきの製造販売をすることになり、担当職員3～4名、210g程度の大きさで240円ほどを予定しており、中身も検討中との説明がありました。以上で議案3件の報告を終わります。

次に請願に移ります。請願2第3号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書請願者」松塩筑地区教育関係七団体連絡協議会、紹介議員 市川寿明議員。趣旨に賛

同し、全員賛成で意見書を提出すべきと決定しました。

請願2第4号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと
を」長野県知事に求める請願書」請願者 松塩筑地区教育関係七団体連絡協議会、紹介議員 市
川寿明議員。趣旨に賛同し、全員賛成で意見書を提出すべきと決定しました。

以上で社会文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告
について、質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

◎討 論 （午後1時48分）

○議長（平田勝章君） なければ、次に討論に入ります。ただ今、委員長報告のありました、
議案第51号から議案第55号までの令和元年度決算の認定、事件案1件、令和2年度補正予算3
件の計5件と、請願2第3号及び第4号、陳情2第3号の計3件、併せて8件について一括して、
討論のある方の発言を許します。反対討論はありませんか。

○議長（平田勝章君） 反対討論は無いようですので、賛成討論は省略し、討論を終結いたし
ます。

◎採 決 （午後1時48分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。
議案第51号「令和元年度生坂村歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。
議案第51号を決算書のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第51号は、決算書のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案52号「上生坂ほたるの里公園の指定管理の指定について」
を採決いたします。
議案第52号を 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第53号「令和2年度生坂村 一般会計補正予算【第5号】」
を採決いたします。
議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。
よって、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第54号「令和2年度生坂村福祉センター特別会計補正予

算【第1号】」を採決いたします。

議案第54号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第54号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第55号「令和2年度生坂村簡易水道特別会計補正予算【第2号】」を採決いたします。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、請願2第3号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」を採決いたします。

請願2第3号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって請願2第3号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、請願2第4号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書を採決いたします。

請願2第4号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、請願2、第4号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情2第3号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を採決いたします。

陳情2第3号を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、陳情2第3号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎議事日程の追加（午後1時52分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。

お手元に配付してあります日程のほかに、議員より提出された発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」、発議第5号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について。

発議第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」及び、「議員派遣の件」の併せて4件を追加したいと思

います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「異議なし」と認め、よって4件を日程に追加いたします。追加日程等を事務局より配付させますので、しばらくお待ちください。

〔事務局：追加日程配付〕

◎追加日程1 発議第4号・追加日程2 発議第5号（午後1時54分）

○議長（平田勝章君） お諮りいたします。

追加日程1 発議第4号

「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」と、

追加日程2 発議第5号

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を、長野県知事に求める意見書の提出についての2件を、一括して議題にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「異議なし」と認め、発議第4号と発議第5号の2件を、一括して議題とします。提出議員の朗読説明を求めます。

○1番（望月典子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 望月議員。

〔1番 望月議員 朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎追加日程3 発議第6号（午後2時08分）

○議長（平田勝章君） 追加日程3、発議第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。提出議員の朗読説明を求めます。

○4番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） 字引議員。

[4番 字引議員 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で議案の朗読説明を終わります。

◎質疑・討論（午後2時14分）

○議長（平田勝章君） 追加日程1・発議第4号から、追加日程3・発議第6号の3議案について 質疑・討論のある方の発言を許します。はじめに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 次に、討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） なければ、質疑・討論は終結いたします。

◎採 決（午後2時14分）

○議長（平田勝章君） 採決に入ります。

追加日程1・発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程2・発議第5号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程3・発議第6号「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。

よって、発議第6号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎追加日程4 議員派遣の件（午後2時14分）

○議長（平田勝章君） 次に、追加日程4 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第129条第2項の規定によって、お手元に配付してある議案書のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「異議なし」と認め、議員派遣の件は議案書のとおり議員を派遣することに決定しました。

◎日程4 継続審査の申出（午後2時16分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程4、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。お手元にお配りしてあるとおり、それぞれの委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第74条の規定により、これを許可することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 「ご異議なし」と認め、議会運営委員長 太田議員、総務建経 常任委員長 字引議員、社会文教 常任委員長 望月議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 以上を持ちまして、本定例会に付された議事日程は、すべて終了いたしました。ここで、村長のあいさつを求めます。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、令和2年第3回生坂村議会9月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

10日から始まりました9月定例会でございましたが、慎重にご審議をしていただき、すべての議案を原案の通りにご採択いただき、誠にありがとうございました。

令和元年度の決算では、それぞれ良好な数値で財政健全化に向けて良い傾向でございましたが、池本代表監査委員さんの決算審査のご提言、また議会の常任委員会でご指摘をいただきました滞納整理の強化につきましては、納税は国民の義務でありますし、各種使用料もお支払いいただくよう、県税徴収対策室とも連携を取りながら、大口困難案件の滞納整理のご指導をいただき、「長野県地方税滞納整理機構」をお願いするなど、県とも協力して、さらに滞納整理の強化に努めなければと考えております。

それは、貴重な自主財源の確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き担当部署で毎月現状を把握し、滞納者ごとに相談に乗りながら、状況を確認し分納計画を立てさせていただくなど、しっかり対処していかなければと考えているところでございます。

さて、例年ですとこれからの時期は、生坂村最大のイベント「赤とんぼフェスティバル」など

多くの行事、イベントが行われるところでございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、中止または縮小という状況でございます。

しかし、道の駅いくさかの郷では、19日(土)に3団体にご協力いただいております定例の特産市とかあさん家のお彼岸セールの同時開催や、20日(日)には、JA松本ハイランド主催の山清路ぶどう即売会が行われます。現在、193カラットのぶどうが最盛期であり、山村活性化対策事業等によりPRも効果があり、道の駅いくさかの郷は、一年で一番忙しい時期となっております。今後、新型コロナウイルス感染症につきましては、インフルエンザとの同時流行という、さらなる課題が目前に迫っております。どうか、村民の皆さんには、新しい生活様式に沿って日常生活を送られますことと、インフルエンザの予防接種もお願いし、健康管理に努めていただきたいと思います。

そして、生坂村の未来のために「第6次総合計画」や「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあります、村の目指すべき将来像を実現するために、喫緊に取り組んでいく課題もありますし、中長期的に解決していく課題もございます。私たち執行側も、生坂村のため、村民のために常に念頭に置き、財政運営を村政運営を進めております。どうか村民の皆さんから負託をいただいた議員各位と各課題の解決や方向付けについて、引き続き検討協議をお願いする次第でございます。

議員各位には、ご健勝にて、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

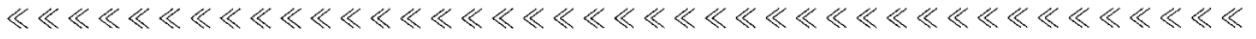
◎閉 会 (午後2時21分)

○議長(平田勝章君) 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し、深く感謝いたします。本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年第3回生坂村議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞様でした。なお、このあと、議会全員協議会を議場で開催いたしますので、本会議場で行います。再開は2時45分から行いたいと思います。

○議長(平田勝章君) 起立。礼。どうもご苦勞様でございました。



地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 17 日

議 長 平田 勝章

署名議員 望月 典子

署名議員 友 岡 隆

